

新潟県条例第38号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動後号等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第43条第 3 項の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の 2 第 1 項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の 4 第 2 項（<u>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の 2 第 1 項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(仮設建築物等に対する適用除外)</p> <p>第 4 条 法第85条第 5 項又は第 6 項の規定により特定行政庁がその建築を許可する<u>仮設興行場等及び法第87条の 3 第 5 項又は第 6 項の規定により特定行政庁がその用途を変更して使用することを許可する建築物</u>については、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(道に関する基準)</p> <p>第 9 条の 2 政令第144条の 4 第 2 項(<u>省令第10条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。</u>)の規定により定める基準は、<u>政令第144条の 4 第 1 項</u>の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第43条第 3 項の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の 2 第 1 項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の 4 第 2 項の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の 2 第 1 項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第 4 条 法第85条第 5 項又は第 6 項の<u>仮設興行場等</u>で特定行政庁がその建築を許可するものについては、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(道に関する基準)</p> <p>第 9 条の 2 政令第144条の 4 第 2 項の規定により定める基準は、<u>同条第 1 項</u>の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(市町村の条例との関係)

第22条 法第39条、第40条、第43条第3項若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項(省令第10条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあつては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第23条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者は、確認申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	58,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	326,000円
50,000平方メートルを超えるもの	583,000円

2～4 (略)

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 1万4,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)
- (2) 確認を受けた計画の変更をして設置する場合
 - 8,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一

(市町村の条例との関係)

第22条 法第39条、第40条、第43条第3項若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあつては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第23条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者は、確認申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	5,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	34,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	48,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	240,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

2～4 (略)

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 9,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
- (2) 確認を受けた計画の変更をして設置する場合
 - 5,000円(小荷物専用昇降機については、3,000円)

2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一

の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万4,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）
 - (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 8,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）
- 3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万3,000円
 - (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 7,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料）

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第7条の3第4項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	150,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	239,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円

の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 9,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）
 - (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 5,000円（小荷物専用昇降機については、3,000円）
- 3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 8,000円
 - (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料）

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第7条の3第4項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	47,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	110,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	180,000円
50,000平方メートルを超えるもの	370,000円

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	11,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	160,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	249,000円
50,000平方メートルを超えるもの	469,000円

2 (略)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第26条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、申請に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき2万円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)の手数料を納めなければならない。

2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の建築設備につき2万円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)の手数料を納めなければならない。

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の工作物につき1万5,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の申請に係る部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	16,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	22,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	36,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	50,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	190,000円
50,000平方メートルを超えるもの	380,000円

2 (略)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第26条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、申請に係る工事に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき1万3,000円(小荷物専用昇降機については、1万1,000円)の手数料を納めなければならない。

2 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の建築設備につき1万3,000円(小荷物専用昇降機については、1万1,000円)の手数料を納めなければならない。

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の工作物につき1万1,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の申請に係る部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	20,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	33,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	219,000円
50,000平方メートルを超えるもの	409,000円

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び計画変更の確認の申請に係る書類の受理及び県への送付

(4) 法第7条第1項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請に係る書類の受理及び県への送付

(5) (略)

(6) 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(7) (略)

(8) 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に係る書類の受理及び県への送付

(9) 法第18条第16項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付

(10) (略)

(11) 法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(25) (略)

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	45,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	100,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	160,000円
50,000平方メートルを超えるもの	330,000円

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び計画変更の確認の申請に係る書類の受理及び県への送付

(4) 法第7条第1項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請に係る書類の受理及び県への送付

(5) (略)

(6) 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(7) (略)

(8) 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に係る書類の受理及び県への送付

(9) 法第18条第16項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付

(10) (略)

(11) 法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(25) (略)

(25)の2 法第53条第5項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(26) 法第53条第6項第3号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(27)～(34)の2 (略)

(35) 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(35)の2～(53) (略)

(54) 法第86条の8第1項又は第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(54)の2 法第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(54)の3 法第87条の3第3項、第5項又は第6項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(55)～(57) (略)

2 (略)

別表 (第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)
1の2～6 (略)	(略)
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項に	1件につき200,000円(法第48条第16項第1号の規定により同条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては105,000円、同条第16項第2号の規定により同条第15項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては140,000円)

(26) 法第53条第5項第3号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(27)～(34)の2 (略)

(35) 法第67条の3第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(35)の2～(53) (略)

(54) 法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(55)～(57) (略)

2 (略)

別表 (第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)
1の2～6 (略)	(略)
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項に	1件につき200,000円(法第48条第15項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない許可に係る申請にあつては、105,000円)

<p>において準用する場合を含む。)並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築等の許可の申請をしようとする者</p>		<p>において準用する場合を含む。)並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築等の許可の申請をしようとする者</p>	
<p>8・9 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>8・9 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>10 法第53条第4項又は第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>	<p>10 法第53条第4項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>11 法第53条第6項第3号の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>	<p>11 法第53条第5項第3号の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>12～20の2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>12～20の2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>21 法第67条第3項第2号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第5項第2号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第9項第2号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>	<p>21 法第67条の3第3項第2号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第5項第2号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第9項第2号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>
<p>21の2～38 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>21の2～38 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>39 法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定により2以上の工事の全体計画に係る認定の申請をしようとする者又は法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により2以上の工事の全体計画の</p>	<p>(略)</p>	<p>39 法第86条の8第1項の規定により2以上の工事の全体計画に係る認定の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により2以上の工事の全体計画の変更に係る認定の申請をしようとする者</p>	<p>(略)</p>

変更に係る認定の申請をしようとする者 <u>39の2 法第87条の3</u> <u>第5項の規定により</u> <u>建築物の用途を変更</u> <u>して興行場等として</u> <u>使用する許可の申請</u> <u>をしようとする者</u> <u>39の3 法第87条の3</u> <u>第6項の規定により</u> <u>建築物の用途を変更</u> <u>して特別興行場等と</u> <u>して使用する許可の</u> <u>申請をしようとする</u> <u>者</u> 39の4 (略) 40 (略)	<u>1件につき120,000円</u> <u>(季節的に設ける浜茶</u> <u>屋及びこれに類するも</u> <u>のにあつては、20,000</u> <u>円)</u> 1件につき 160,000円 (略) (略)	 39の2 (略) 40 (略)	 (略) (略)
---	---	--	--

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第23条、第25条及び第26条の2の改正並びに第24条及び第26条の改正（「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分を除く。）は、平成31年10月1日から施行する。